

千葉県放課後子ども教室運営の民間委託事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県アフタースクール事業実施要綱に基づき実施するアフタースクールを導入することが当面の間困難と見込まれる小学校における放課後子ども教室運営の民間委託事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、児童に安定的かつ継続的に多様な体験・活動の機会を提供することを目的とする。

(対象児童)

第2条 本事業の対象となる者は、別表に掲げる小学校に在籍する児童のうち利用を希望する児童とする。

(事業)

第3条 対象児童に対し、放課後等の学校施設等において、次の事業を実施する。

(1) 地域住民や保護者などの参画を得ながら、多様な体験・活動の機会を提供する。

(実施日)

第4条 第3条に掲げる事業は、以下に掲げる日を除く日において実施する。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(4) その他教育長が定める日

(実施時間)

第5条 第3条に掲げる事業は、原則として以下の時間内で実施する。

(1) 授業がある日 授業終了から概ね午後4時30分までの間

(2) 授業がない日 概ね午前10時から午前11時30分までの間

(委託)

第6条 教育委員会は、本事業の効果的な運営を図るため、教育長が適当と認めた法人等（以下「事業者」という。）に運営を委託する。

(利用登録)

第7条 本事業の利用を希望する児童は、利用登録をしなければならない。

(職員の配置)

第8条 事業者は、本事業を実施するため、責任者を配置しなければならない。

2 事業者は、本事業の実施に向けた全体の調整役としてコーディネーターを配置しなければならない。

3 事業者は、本事業の実施に向けて必要な人員を配置しなければならない。

(地域人材や保護者の参画)

第9条 事業者は、地域人材(元放課後子ども教室関係者、地域住民、各種地域団体、市内大学、市内企業等)や保護者の参画を得るための取組みを行うこととする。

(事故報告)

第10条 事業者は、本事業の実施に伴い事故が発生した場合は、別に定めるところにより速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(保険)

第11条 事業者は、利用児童、参画を得た地域人材及び保護者の事故に備えて保険に加入しなければならない。

(報告等)

第12条 事業者は、実施計画、実施状況、本事業の実績を教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

小学校名	所在地
千葉市立新宿小学校	千葉市中央区新宿 2 - 1 5 - 1
千葉市立登戸小学校	千葉市中央区登戸 2 - 1 1 - 1
千葉市立稲毛小学校	千葉市稲毛区稲毛町 5 - 5 3 4 - 5
千葉市立院内小学校	千葉市中央区祐光 1 - 2 5 - 3